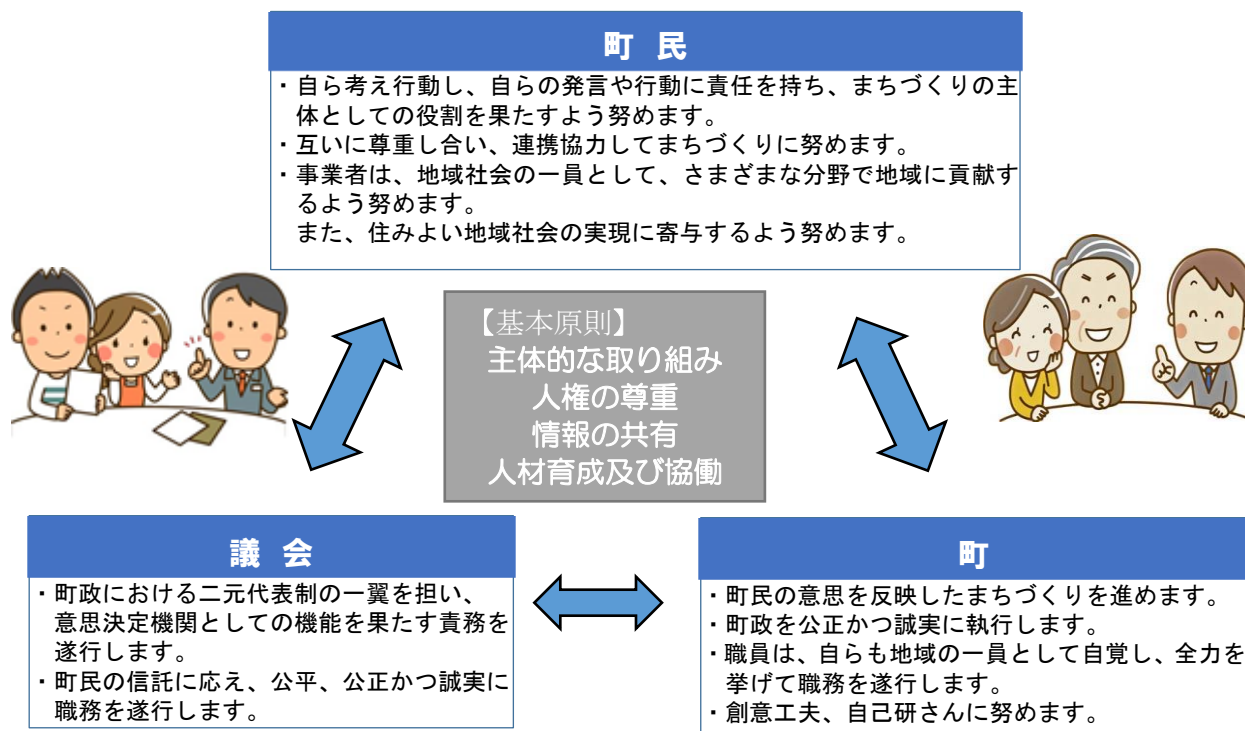


# 「余市町自治基本条例」を学ぼう！ 第2回

4月1日より施行された「余市町自治基本条例」について、内容を紹介する2回目です。

Q 私たちと議会、町との関係はどうなっているの？

A 第1回で基本原則と町民の皆さんの役割について紹介してきましたが、この条例では、「議会及び町」の役割や責務についても明確にしており、それらの関係については、次の図のようになります。



Q まちづくりを進めるために、どのような権利があるの？

A まちづくりを進める上では、権利のみを主張するだけではなく、責務を果たすことも求められます。本条例では、皆さんの役割や責務のほか、3つの権利について明記しています。

一つ目の権利として、議会および町から提供される情報を受け取るだけではなく、情報公開により自らが町政に関する情報を得ることができる「知る権利」、二つ目として、皆さんが住みよく安心して安全に暮らせるまちづくりのための活動に「参加する権利」、三つ目として、町が皆さんに提供する保健や福祉、教育などの行政サービスを「ひとしく受ける権利」となっています。

## 余市町自治基本条例

### (町民の権利)

第6条 町民は、議会及び町の保有する情報について、知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。

2 町民は、ひとしく行政サービスを受ける権利を有します。

Q この条例には、どのような思いが込められているの？

A 町では、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的として、町民参加による「(仮称)余市町自治基本条例策定委員会」における審議を経て、まちづくりの基本的なルールとなるこの条例をつくりました。

この条例が皆さんのまちづくりの基本となるためには、一人一人が自覚と責任を持ち、互いに支え合い、地域へのかかわりを持ちながら行動していくことが重要です。前文では、私たちの暮らす余市町の風土や先人たちが築き上げてきた歴史などに触れるとともに、それぞれが豊かで安全な過ごしやすいまちを目指し行動していくための心構えを示しています。



## 余市町自治基本条例

### (前文)

私たちのまち余市町は、日本海に面し、突き出たシリパ岬はまちのシンボルとして愛されています。古くは、にしん漁でにぎわい、多くの開拓者により余市りんごが実を結びました。とうとうと流れる余市川、豊かな気候・風土が生んだ果物、ウイスキー、ワインは私たちの誇りであり宝です。

自然環境などの変化に対応し、多くの産業を創造し、まちを形成してきた先人たちの意志を受け継ぎ、次代へと伝えていかなければなりません。

誰かがまちをつくるのではなく、私たち一人一人が自覚と責任を持ち、知恵を出し合い、お互い支え合い、地域への関わりを持ち、より豊かな、より安全な、より過ごしやすいまちを目指し、行動することが必要です。

町民、議会及び町のそれぞれの役割や関係が明らかになるように、私たち一人一人の行動を手助けできるよう、まちづくりの基本となるこの条例を定めます。

### (条例の位置付け)

第35条 この条例は、本町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び町は、これを最大限に尊重するものとします。

Q どのようにまちづくりに参加したらいいの？

A 町民参加の具体的な手段として、次のようなことが考えられます。できることからはじめていくことが大切です。

### ◆◆◆◆ 地域に目を向ける ◆◆◆◆

それぞれの地域でどんなことをしているのか、どんな課題や問題があるのか、様々な手段で情報を手に入れることができます。

★町広報やホームページをみてみましょう。 ★講習会や講演会に参加してみましょう。

★議会を傍聴してみましょう。

### ◆◆◆◆ 町に意見を届ける ◆◆◆◆

皆さんが考えた意見を様々な方法で届けることができます。

★町民意見の公募（パブリックコメント）や町民の声ポストを利用してみましょう。

★審議会等の委員に応募してみましょう。

### ◆◆◆◆ 実際に活動してみる ◆◆◆◆

皆さんができることはたくさんあります。積極的に活動してみましょう。

★区会などの活動に参加してみましょう。

★ボランティア活動やイベントに参加してみましょう。